

# ジュネーブ改正協定を適切に実施するための規定の整備（意匠法等の改正）について

総務部 総務課 制度審議室 坂田 麻智

## 抄録

「特許法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第36号)の改正論点のうち、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定を適切に実施するための規定の整備について、その改正経緯や概要を紹介致します。

## 1. はじめに

2014年5月14日、「特許法等の一部を改正する法律」が平成26年法律第36号として公布されました。本法律は、救済措置の拡充・特許異議の申立制度の創設・商標の保護対象の拡充等、様々な改正論点を含んでいますが、本稿では、これらの改正論点のうち、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ジュネーブ改正協定」）を適切に実施するための規定の整備について、その改正経緯や概要をご紹介します。

筆者は、2012年4月より、総務課制度改正審議室の意匠担当として立案作業に関わる機会を得ました。改正法が公布された現在は、引き続き整備政省令の改正作業に悪戦苦闘しています。

今回の改正法は、長い年月をかけて検討され、その間本当に数多くの方がご尽力された結果として成立したものですので、このような形で筆者がその内容をご紹介しますのは大変おこがましいのですが、成立した改正法の内容だけでなく、皆様にあまり馴染みが無いと思われる条約担保法ならではの独特な背景について少しでもご紹介させて頂ければと思います、筆を取らせて頂きます。

なお、文中の意見に係る部分は、筆者の個人的見解であ

り、特許庁や制度審議室の見解を示すものではないことを予めお断りいたします。また、なるべく平易な表現を目指したために、若干正確性に欠く箇所もあるかと思えますし、筆者の乏しい経験に基づく紹介ですので、誤解や間違いなどあるかもしれませんが、どうかご容赦頂けましたら幸いです。

## 2. ジュネーブ改正協定について

ジュネーブ改正協定は、世界知的所有権機関（WIPO）が管理する条約の一つで、複数国への意匠の一括出願を可能にするためのものです。同じように複数国への一括出願を可能にする条約として、特許・実用新案では千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「PCT」）、商標では商標の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書（以下「マドプロ」）があり、どちらも我が国は既に加わっているため、特許・実用新案・商標では、複数国への一括出願が可能ですが、意匠ではそれが実現されていない状況です。

一般的に、複数国に出願する場合は、出願先の法令に従い、各国別の言語・通貨・書式で出願手続を行う必要があ

	特許・実用新案	意匠	商標
	PCT	ジュネーブ改正協定	マドプロ
我が国の加入状況	○	×	○
我が国の加入年	1978年	—	2000年
発効年	1978年	2003年	1995年
締約国数	148	47	91

図1 複数国への一括出願を可能とする条約と我が国の対応

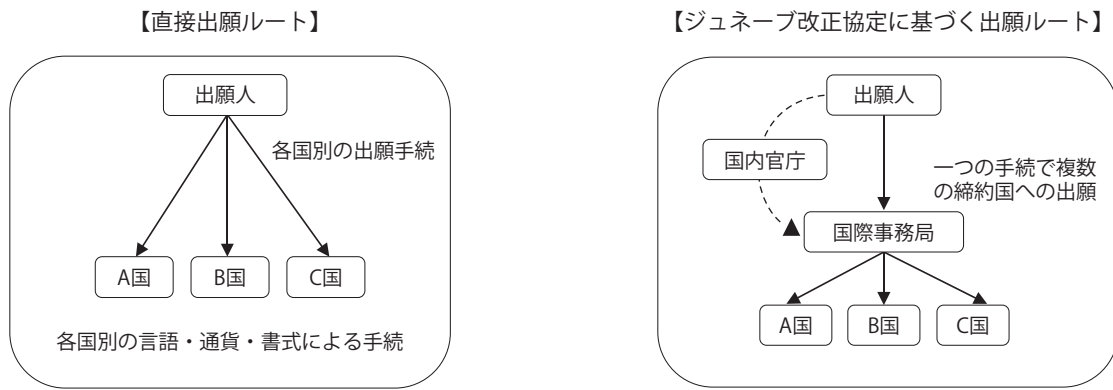


図2 直接出願とジュネーブ改正協定に基づく出願

りますが、我が国がジュネーブ改正協定に加入すれば、統一言語・統一通貨・統一書式を用いた、複数国への意匠の一括出願が可能となり、出願人の利便性が非常に向上することになります。

ここで、ジュネーブ改正協定に基づく国際出願の仕組みを簡単にご紹介します。

出願人は、権利化したい国（指定締約国）を指定して、WIPOに直接又は国内官庁を通じて国際出願をします。このとき、一出願には100の意匠まで含めることが可能です。国際事務局では、国際出願の方式要件について審査を行い、方式審査を通過した国際出願について国際登録と国際公表を行います。

ジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願は、誤解を恐れずにやや乱暴な言い方をすれば、国際出願の時点では「各国への出願の束」と捉えることができます。ここまでは、PCTに近い構造とも言えるかもしれませんが、国際登録のための方式審査は国際事務局が一括して行い、国際調査や国際予備審査といったプロセスはありません。また、マドプロで求められるような各国での基礎出願や基礎登録の要件が無く、また事後指定もありませんので、とてもシンプルな構造になっています。

引き続き意匠の国際出願についてご紹介します。国際登録がされた後、各指定締約国において権利化されるかどうかは、各指定締約国それぞれの官庁において判断されますが、審査国が国際登録の効果を拒絶する場合には、国際公表後遅くとも12月以内に国際事務局に対して拒絶通報を行います。

この拒絶通報は国際事務局から出願人に転送され、その後、指定締約国の官庁と出願人のやり取りにより、拒絶の理由が解消されれば、その指定締約国において意匠権が発生します。

ジュネーブ改正協定が特徴的なのは、権利発生までの登録可否判断は各国で行われるものの、その基礎となる国際登録は引き続き国際事務局によって一元管理される、とい

う点です。この点はマドプロにおける国際登録の管理と非常に似通っています。

国際登録の更新や所有権変更等の手続は名義人が国際事務局に対して直接行いますので、名義人は締約国毎に更新や所有権変更等の手続をする必要がありません。国際登録について必要な手数料は、国際事務局に一括して支払われ、そのうち各指定締約国の取り分については、国際事務局から各指定締約国に転送される仕組みとなっています。

### 3. 改正の背景・経緯

企業活動のグローバル化に伴い、模倣被害の防止、デザインによるジャパンブランドの更なる発信が国際競争力を確保する上で重要となってきています。こうした中、日本再興戦略（平成25年6月閣議決定）において、知的財産制度の抜本的強化策の柱の一つとして、ジュネーブ改正協定に加入することにより、新興国を含めたグローバルな権利保護を支援することが掲げられました。

ジュネーブ改正協定は、年々その締約国数が増加しており、平成26年10月時点でEUや欧州各国を含め計47の国及び機関が加入しています。平成26年7月には韓国が加

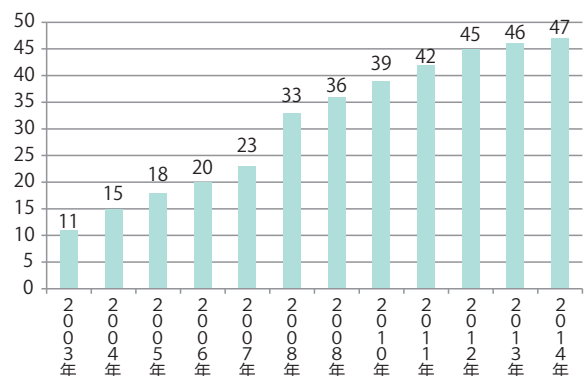


図3 ジュネーブ改正協定の締約国数推移

入し、さらに米国、中国、ロシア、ASEAN諸国においても、加入に向けた準備が進められています。

このように、近年、我が国の主な貿易投資相手国が締結に向けた準備を進めつつある状況を受け、我が国企業からも協定加入のニーズが顕在化しました。こうした状況を踏まえ、ジュネーブ改正協定の実施のための国内担保法の規定の整備を行いました。

## 4. 改正の概要

### (1) 意匠法等の改正

ジュネーブ改正協定を適切に実施するための規定の整備として、意匠法、弁理士法、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律及び登録免許税法の改正を行いました。本稿では、その中でも多くを占める意匠法の主要な改正内容についてご紹介します。

意匠法の改正は、日本国特許庁を通じて国際出願を行うための規定と、日本国を指定締約国としてされた国際出願を審査し権利化するための規定に大別されます。

#### ①日本国特許庁を通じて国際出願を行うための規定（意匠法第6章の2第1節）

日本国民等が特許庁長官に対して国際出願（「国際登録出願」）をすることができる旨を規定し、当該国際登録出願時の願書等の提出義務（意匠法第60条の3）等の規定を整備しました。

#### ②日本国特許庁に対してなされた国際出願を審査し権利化するための規定（意匠法第6章の2第2節等）

##### a. 国際出願を国内の意匠登録出願として処理するための規定

日本国を指定締約国とする国際出願であって、その国際出願に係る国際登録について国際公表がされたものは、その国際登録の日にされた意匠登録出願（「国際意匠登録出願」）とみなすこととしました（意匠法第60条の6第1項）。

なぜ国際公表後の国際出願を我が国の意匠登録出願とみなすかという点、協定上、国際出願が国際登録されたこと及びその内容について各国特許庁が確実に把握し、手続を開始できるのが国際公表後であるためです。これにより、国際意匠登録出願に係る出願人の特許庁に対する手続（手続補正書の提出、出願変更手続等）については、国際公表後に初めて可能となることとなります。

また、WIPO国際事務局の国際登録簿に記録された事項について、意匠法第6条第1項に規定する願書等の記載事項とみなすこととしました（意匠法第60条の6第3項・第4項）。

さらに、ジュネーブ改正協定に基づく国際出願は、前述のとおり、一つの出願に複数の意匠を含むことができますが、我が国では一意匠一出願の原則（意匠法第7条）をとっているため、複数の意匠を含む国際出願については、国際登録の対象である個別の意匠ごとにされた国際意匠登録出願とみなすこととしました（意匠法第60条の6第2項）。

##### b. 特許庁への必要書類の提出に係る規定

意匠法では、意匠登録出願についての審査等の処理を適切に行うため、様々な手続において所定の書類等を提出する義務を課していますが、国際意匠登録出願についてもジュネーブ改正協定と整合しつつこれらの義務を着実に履行できるように、その提出手続について所要の規定の整備を行いました。例えば、国際意匠登録出願についても意匠法第4条第2項（新規性喪失の例外）の適用が受けられるよう、新規性喪失の例外の適用を受けようとする旨を記載した書面及び必要な書面を、国際公表の日後一定期間内であれば提出可能とすることとしました（意匠法第60条の7）。

また、国際出願においてパリ条約等の優先権を主張しようとする場合には、ジュネーブ改正協定第6条(1)の規定により、優先権主張を国際出願に含むことができますが、証明書等の提出については、一定期間内であれば我が国に直接提出できるよう規定を整備しました（意匠法第60条の10）。

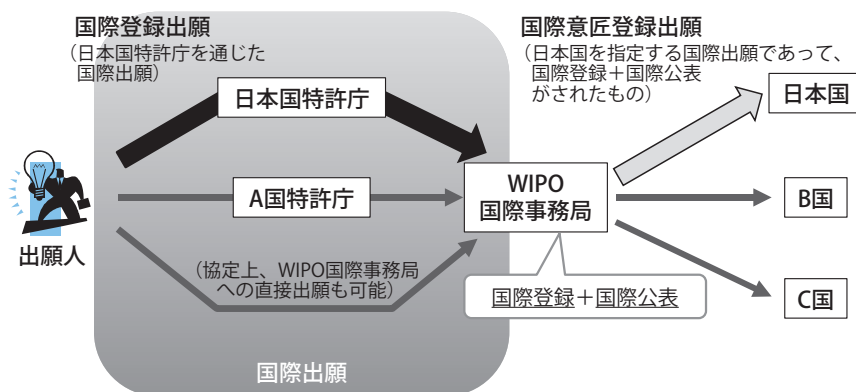


図4 意匠法におけるジュネーブ改正協定に基づく出願の流れ

c. 秘密意匠の特例及び補償金請求権に係る規定

国際意匠登録出願はすでに国際公表されておりその内容を秘密にすることができないため、意匠法第14条で規定する秘密意匠制度（一定期間その意匠を秘密にすることを請求できる制度）を適用しないこととしました（意匠法第60条の9）。

また、意匠権の設定登録前にその意匠が国際公表されることにより模倣被害が発生してしまうことを防ぐために、国際意匠登録出願の出願人に対して補償金請求権を付与することとしました（意匠法第60条の12）。

d. 国際登録簿により管理される事項に係る規定

協定上、国際登録簿の管理事項とされている項目と、意匠法において意匠原簿に登録するとされている事項等について、整合を図るための規定の整備を行いました。

例えば、国際登録を基礎とした意匠権（我が国で設定登録を受けた国際意匠登録出願）については、意匠権の移転及び消滅（存続期間の満了によるもの以外）を意匠原簿への登録事項から除いて国際登録簿の登録によるものとし（意匠法第60条の19）、国際登録を基礎とした意匠権の移転及び放棄による消滅については国際登録簿への登録が効力発生要件となる旨を規定しました（意匠法第60条の18）。

e. 国際登録の消滅に係る規定

国際意匠登録出願又は国際登録を基礎とした意匠権について、その基礎とした国際登録が消滅したときは、それぞれ当該出願が取下げられ又は当該意匠権が消滅したものとみなすこととしました（意匠法第60条の14）。

f. 個別指定手数料に係る規定

国際出願に係る手数料のうち、我が国の指定に係る手数料（個別指定手数料）の額を規定しました（意匠法第60条の21）。国際出願の出願人は、我が国を指定締約国とする場合の個別指定手数料として、国際出願時は、国際意匠登録出願一件ごとに、74,600円に相当する額を、国際登録更新時は、国際意匠登録出願又は国際登録を基礎とした意匠権一件ごとに84,500円に相当する額を、WIPO国際事務局にスイスフランで納付することになります。

また、これらの個別指定手数料の金額には、国内の意匠登録出願の出願料及び登録料に相当する金額が含まれているため、国際意匠登録出願が取り下げられたとき等は、当該個別指定手数料のうち、登録料に相当する金額を返還することとしました（意匠法第60条の22）。

(2) 施行期日

ジュネーブ改正協定への加入に係る規定は、「ジュネーブ改正協定が日本国について効力を生ずる日」から施行されます（改正法附則第1条第3号）。この協定発効までのプロセスについては、次項でご説明致します。

5. 改正法施行及び協定発効に向けたプロセス

ジュネーブ改正協定への加入に係る規定の整備には、条約担保法であるという性格から、通常の法改正プロセスに加えて、協定加入プロセスが必要となります。協定加入プロセスは、外務省が担当していますが、経済産業省・特許庁とも適宜連携しながら進めています。

以下に、そのプロセスの概略を表してみます。

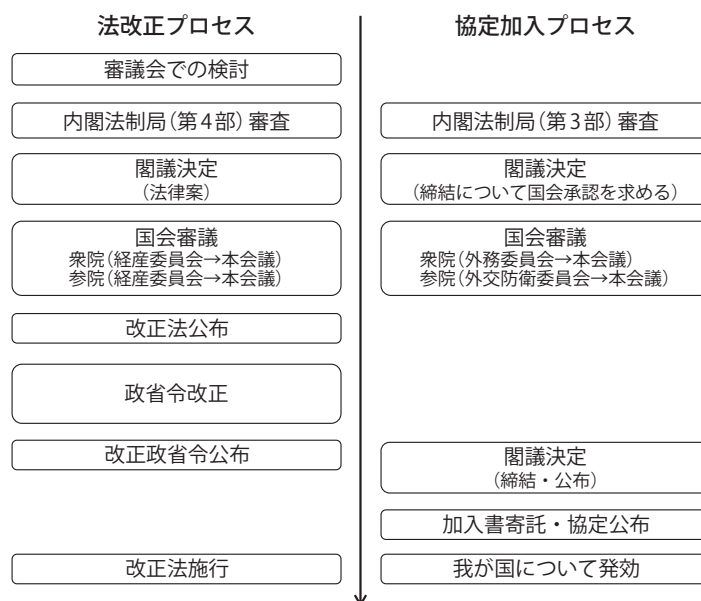


図5 法改正プロセスと協定加入プロセスの概略（国会承認条約）



通常法律立案作業においては、審議会での検討結果を踏まえて作成した法律案の原案が、内閣法制局第4部において審査され、閣議決定、国会審議を経て、成立し、公布、となりますが、条約担保法である今回のジュネーブ改正協定への加入に係る規定の整備の場合は、これに加えて、協定加入について、内閣法制局第3部における審査や閣議決定、国会審議が必要でした。実際に、「特許法等の一部を改正する法律」とは別途、「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定の締結について国会の承認を求めるの件」が第186回通常国会に提出され、2014年5月に承認されました。

今後、整備政省令の改正作業等、国際出願受付のための準備が整い、協定締結のための閣議決定がなされれば、WIPOに対して加入書が寄託されることとなります。ジュネーブ改正協定上、加入書の寄託から協定の発効までは3か月以上と定められていますので、我が国における発効日（つまり改正意匠法の施行日）は、加入書寄託から3か月後以降、ということになります。

今回の改正法の施行のためには、上記のようなプロセスが必要となりますので、その施行日については、現時点では未定ですが、無事協定締結のための閣議決定がされ、加入書が寄託された暁には、皆様に、改正法の施行日についてお知らせすることができるのではないかと思います。

## 6. おわりに

以上、ジュネーブ改正協定を適切に実施するための規定の整備について、その背景、改正の内容、改正法施行及び協定発効に向けたプロセスをご紹介させていただきました。

実際にジュネーブ改正協定に基づく国際出願の受付が開始され、その運用が開始されるためには、政省令の整備のみならず、意匠審査基準の改訂や、出願手続ガイドラインの作成、制度ユーザーへの説明会の開催、さらには、特許庁内の体制やシステム整備等、様々な準備が必要となります。

今回の法改正は、このような一連の国際出願受入準備作業の中の一つに過ぎませんが、長い意匠法の歴史の中でもエポックメイキングな今回の改正に関わることができたことは筆者にとっても非常に貴重な体験となりました。様々なご縁に感謝すると共に、今回の法改正においてお世話になった全ての皆様に、この場を借りて心から御礼を申し上げます。

## profile

坂田 麻智 (さかた まち)

平成16年4月 特許庁入庁（審査業務部産業機器）  
平成20年4月 審査業務部意匠課企画調査班  
平成21年7月 米国サンフランシスコ州立大学客員研究員  
平成22年10月 審査業務部意匠課意匠審査基準室  
平成23年4月 審査業務部意匠課意匠制度企画室  
平成24年4月より現職